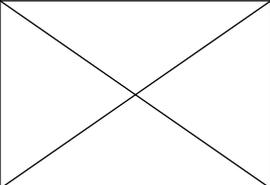


介護予防・日常生活支援総合事業にかかる 介護予防ケアマネジメント費について

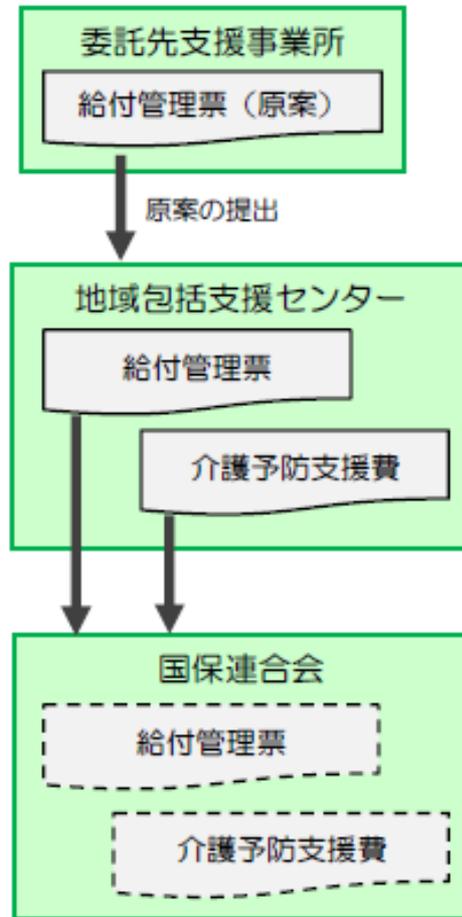
平成29年1月25日
豊田市介護保険課

愛知県国民健康保険団体連合会資料より抜粋
(資料の見出しや表の番号は無視してください)

要支援者・事業対象者におけるサービスごとの請求情報提出パターン

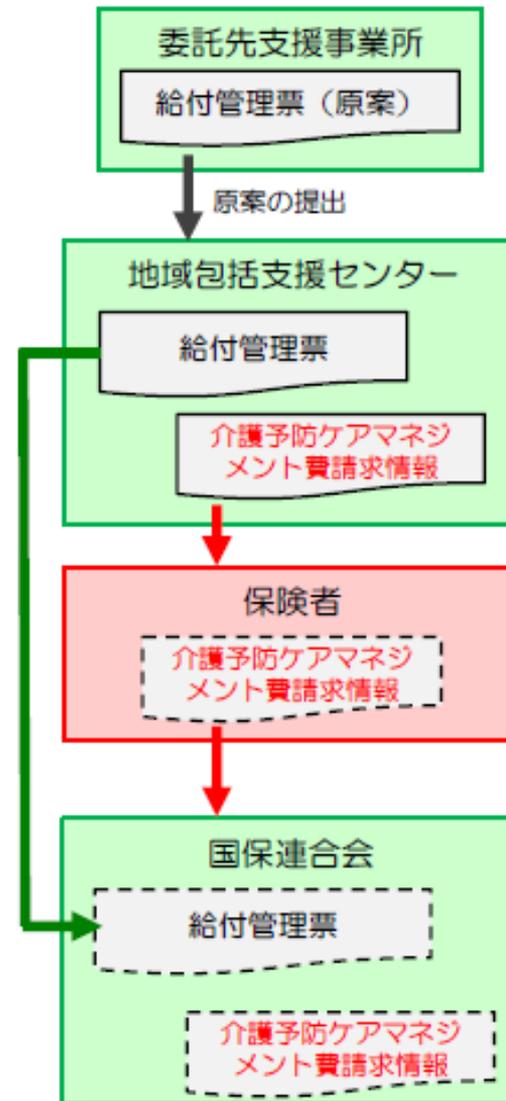
対象者	提供サービス		請求費用
	介護予防	総合事業	
要支援者	○		介護予防支援費（４６）
	○	○	介護予防支援費（４６）
		○	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）
事業対象者		○	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）

介護予防支援費 (46)



給付管理票・介護予防支援費ともに
連合会に提出

介護予防ケアマネジメント費 (AF)



- ◆ 給付管理票は連合会へ直接提出。
- ◆ 介護予防ケアマネジメント費は保険者を経由して連合会へ提出。

◆独自インターフェース（介護予防ケアマネジメント費請求情報・委託先支援事業所情報）の請求ソフトと管理ソフト

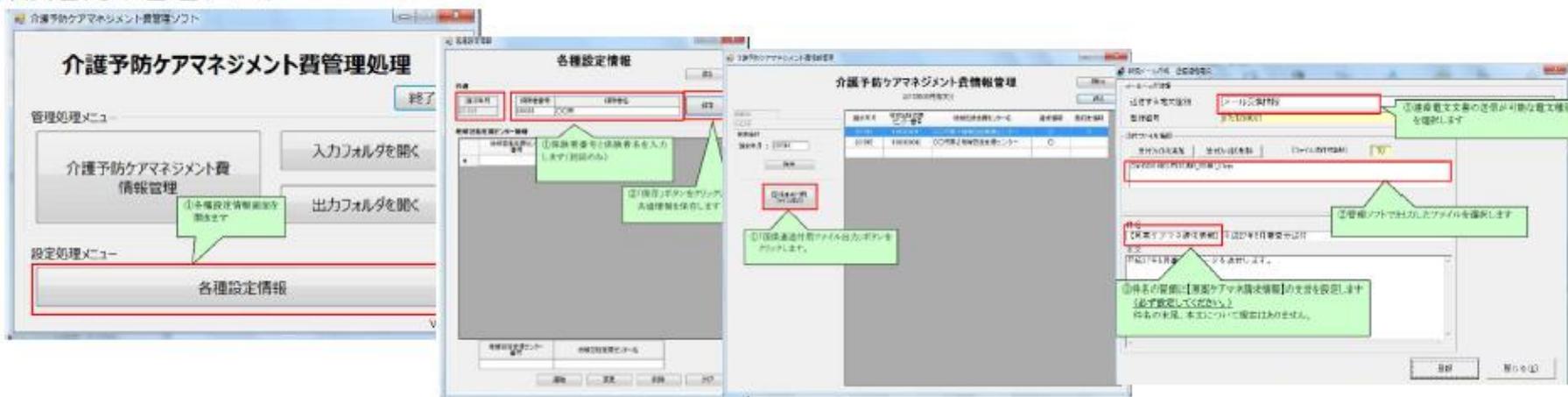
地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント費請求情報と委託先支援事業所情報を、通常の請求ソフトで作成するのではなく、国保連合会が提供する独自ソフトで作成する必要があります。

また、各地域包括支援センターで作成した情報を保険者で管理ソフトにおいて集約し、国保連合会に伝送する必要があります。

●地域包括支援センター向け請求ソフト



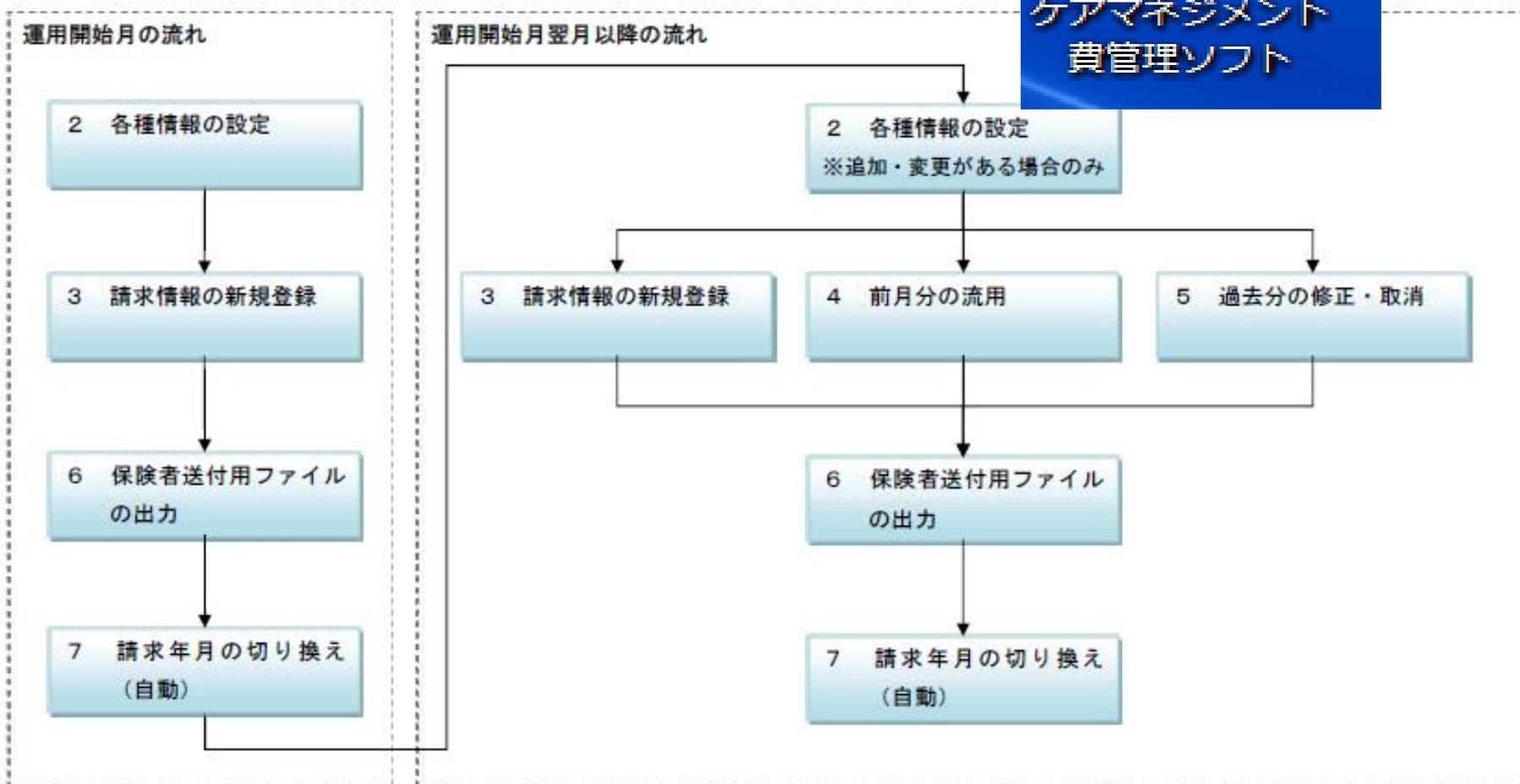
●保険者向け管理ソフト



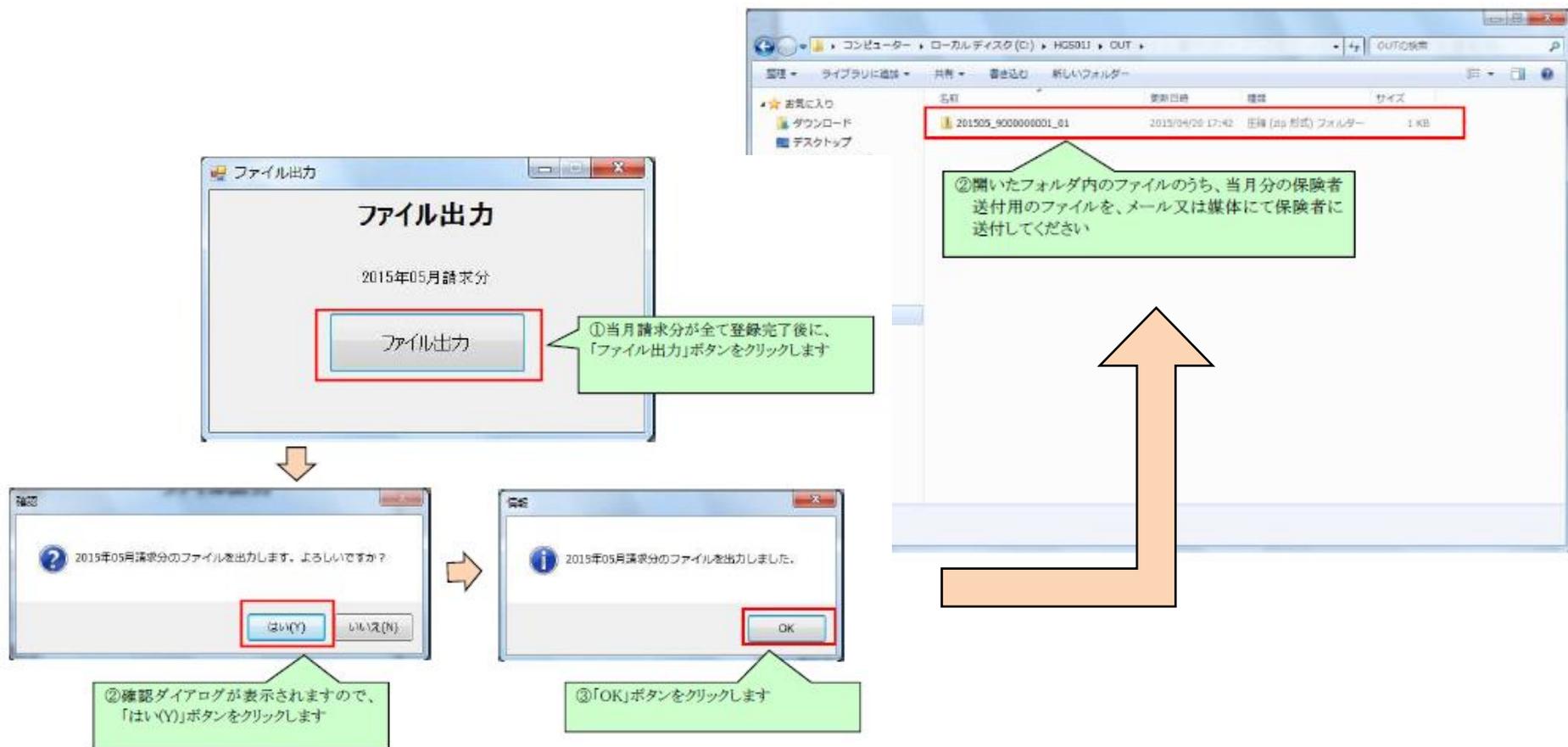
- ・地域包括支援センター向け介護予防ケアマネジメント費入力ソフトは、各包括のPC更新時に導入済みです。同時に提供済の「地域包括支援センター向け介護予防ケアマネジメント費入力ソフト運用例」を参考に仕様の確認をしてください。

1 運用フロー

介護予防マネジメント費及びその委託料請求における運用開始月及び翌月以降のフローを以下に示します。



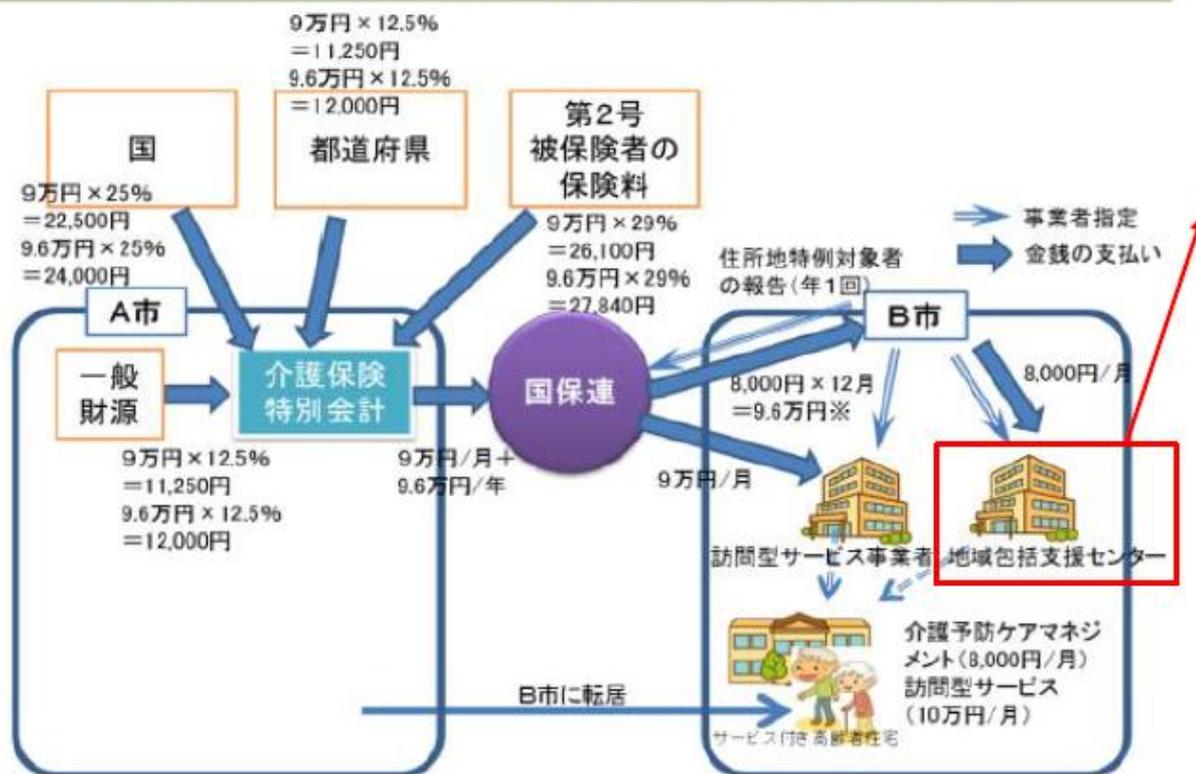
- ・本ソフトに入力することで「介護予防ケアマネジメント費請求情報」を作成できます。このデータを出力し、さいぼうずメールで市へ送付してください。市が全地域包括支援センター分をまとめて国保連へ提出します。
- ・毎月の市への提出期限を8日とします（市役所閉庁日の場合前へずれる）。



3. 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整について

住所地特例対象者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在地保険者の地域包括支援センターが行うことになっており、施設所在地保険者に介護予防ケアマネジメント費を請求することになっています。その後、保険者市町村より施設所在市町村に対して、年に1回、財政調整として支払いが行われます。

住所地特例対象者に対する財政調整(イメージ)



◆B市の地域包括支援センターから、原案の作成を居宅介護支援事業所に委託したい場合、介護予防ケアマネジメント費及び委託料の支払をどのように取り扱うか

【住所地特例者は年1回の財政調整】

B市の地域包括支援センターは原案システムを経由せず、介護予防ケアマネジメント費をB市に請求、委託料の支払もB市地域包括支援センターが行う。

原案作成委託料支払システムにおいて、介護予防ケアマネジメント費請求情報にB市以外の保険者番号が存在した場合、エラーとします。

※介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより抜粋

前頁補足

住所地特例により、他市の被保険者が豊田市の総合事業のサービスを受ける場合

認定申請	保険者市町村へ申請
チェックリスト	豊田市に提出。豊田市から保険者市町村へ情報提供し、保険証が書き換わる。

対象者	提供サービス		請求費用	請求先
	介護予防	総合事業		
要支援者	<input type="radio"/>		介護予防支援費（４６）	国保連 （委託先への支払可）
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	介護予防支援費（４６）	
			<input type="radio"/>	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）
事業対象者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	介護予防ケアマネジメント費（ＡＦ）	

- ・平成２７年４月に住所地特例制度が改正され、豊田市に該当者の届出をすることになっています。今一度御確認下さい。